

## 西宮市住宅改修費給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定に基づき、日常生活を営むことに著しく支障のある在宅の重度障害者・児または難病患者等が、段差解消等の住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下、「住宅改修費」という。）給付について、必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 住宅改修費給付事業の実施主体は、西宮市とする。

### (給付対象者)

第3条 住宅改修費の給付を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により西宮市に登録され、かつ下肢・体幹機能障害、又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障害者・児であつて障害程度等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢機能障害2級以上の者）または、難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）とする。

### (住宅改修費の範囲)

第4条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 床段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便所等への便器の取替え
- (6) その他各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

### (住宅改修費の給付条件)

第5条 当該住宅改修は、給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする）であり、身体的状況・経済的状況・家庭環境及び住宅環境等を勘案して、市長が必要と認める場合に給付するものとする。

(給付の限度)

第6条 住宅改修費の給付を受けた者は、原則として再度当該事業による給付を受けることはできない。

(その他)

第7条 西宮市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条の規定は、住宅改修費給付について準用する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。